

(別紙2)

管理協定区域内の土地として貸し付けられている土地の評価に当たっての細目

1 緑地管理機構が管理する管理協定区域内の土地の証明について

緑地管理機構(以下「機構」という。)は、その管理する管理協定区域内の土地で、別紙1の要件に該当するもの(以下「管理協定土地」という。)については、管理協定の締結届出を都道府県知事に提出の上、管理協定土地である旨の証明を受けることができる。管理協定土地の証明は証明書の交付によることとし、締結届出書及び証明書の様式は、別添1によるものとする。

2 管理協定土地の区域内の緑地の管理について

1の管理協定土地の証明を行った都道府県においては、証明を受けた管理協定土地の区域内の緑地の管理状況について、常時把握に努めること。

3 別紙1(2)について

ア及びイについては別添2の協定標準例第3条及び第4条が、ウについては同第10条第1項が、各要件の趣旨を表したものであるので、参考とされたい。

4 相続税及び贈与税の課税上評価減の適用を受けるための手続について

(1) 管理協定土地として貸し付けられた土地の相続人、受遺者又は受贈者(以下「相続人等」という。)は、当該土地が管理協定土地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願(別添3)を当該管理協定区域内の緑地の管理者たる地方公共団体又は機構(以下「地方公共団体等」という。)に提出するものとする。

(2) 当該管理協定区域内の緑地の管理者たる地方公共団体等は、(1)の書類の提出があった場合において、当該土地が管理協定土地の用地として貸し付けられている土地に該当するときには、その旨の証明(別添3)を行うものとする。

(3) 機構は、(2)の証明をしようとする際には、当該機構が当該管理協定土地の区域内の緑地を引き続き管理し、公益上特別の必要がある場合その他正当な事由なく当該管理協定を廃止しない旨の届出書(別添4)を都道府県知事に提出の上、管理協定土地に変更がない旨の証明書(別添4)の交付を受けなければならない。

(4) (2)の証明は、当該土地が管理協定土地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書(別添3)(機構管理の管理協定区域内の緑地にあってはさらに1の管理協定土地である旨の証明書の写し及び(3)の証明書の写しの添付があるもの)を相続人等に対し交付することによるものとする。

(5) 管理協定土地として貸し付けられた土地の相続人等は、相続税又は贈与税の申告に際し、(4)の書類を所管税務署に提出するものとする。

5 4(3)の申出書について

機構が当該管理協定区域内の緑地を引き続き管理する旨の届出書の様式は、別添4によることとし、相続人等の全員から4(1)の証明願が提出された際に、当該証明願に係る土地が管理協定土地として貸し付けられている土地に該当することを示す書類を添えて、都道府県知事に提出すること。

なお、証明を受けた管理協定土地において、再度相続又は贈与が発生した場合には、改めて届出書を提出の上、証明書の交付を受ける必要があること。

6 その他の留意事項

- (1) 評価減の適用を受けるためには、4(4)の書類が必要とされているので、添付漏れ等がないように当該土地の相続人等に対して周知・徹底を図ること。
- (2) 当分の間、管理協定土地の証明、廃止等の状況、4(4)の証明書の交付の状況について各年度ごとに国土交通省都市・地域整備局緑地環境推進室長まで報告されたい。

(参考)

管理協定土地の証明及び評価減の適用を受けるための手順のフローは、別添5、6のとおりである。

(別添1)

管理協定の締結届出書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市民緑地設置管理者 緑地管理機構
代表 印

下記の管理協定区域内の土地が、「都市緑地保全法運用指針」別紙1の管理要件区域内の土地であることを証明願います。

記

名称 管理協定 所在
根拠法令 管理協定書(別添)

上記の管理協定については、公益上特別の必要その他正当な事由があると認められる場合を除き廃止しません。

管理協定区域内の土地である旨の証明書

上記の土地が、「都市緑地保全法運用指針」別紙1の管理協定区域内の土地であることを証明します。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

(別添2)協定例

管理協定書の例(無償の場合)

土地所有者 (以下「甲」という。)、土地賃借権者 (以下「乙」という。)及び
××県(以下「丙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(協定の目的となる土地及び使用目的)

第2条 甲は、その所有する土地(以下「当該土地」という。)を丙に無償で貸与するもの
とし、乙は本協定に基づく丙による当該土地の使用を受忍するものとする。

(1) 所在地

(2) 地目

(3) 土地の範囲(別図参照)

2 丙は、当該土地を管理協定の目的となる土地として使用するものとする。

(協定の有効期間)

第3条 当該土地の貸借期間は、平成 年 月 日から 年 月 日までの20年間とす
る。ただし、当該期間の満了の ヶ月前までに甲及び乙から丙に協定の更新をしない
旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

(更新拒絶の要件)

第4条 前条の申出は、甲又は乙が土地の使用を必要とする事情その他正当な事由がある
と認められる場合でなければ、することができない。

(施設整備)

第5条 当該土地において、別図で示す部分に、管理用通路、土砂崩壊防止施設、防火施
設及びさく(、広場、ベンチ)を設けるものとする。

(緑地の管理)

第6条 本協定の有効期間中、当該土地に係る緑地を良好な状態に保全するため、丙は以
下の業務を行うものとする。

一 当該土地内に存する枯損した木竹の伐採、倒木の除去、樹木の枝打ち、下草刈り、
病害虫の防除その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な
こと

二 当該土地内に整備した施設の維持、修繕に関すること

三 当該土地内の堆積物の除去、清掃その他当該土地の清潔の保持に関すること

四 本条に定める業務の遂行に支障のない範囲で、甲及び乙の承諾を得て、当該土地
の一部を一般の利用のために公開すること

(土地使用上の制限)

第7条 丙は、第5条に掲げる当該土地内の施設整備若しくは前条各号に掲げる業務の必
要上行う最小限度の土地の形質の変更のほか、甲及び乙の承諾なしに当該土地の形質
の変更を行うことはできない。

(禁止行為)

第8条 甲及び乙は、本協定の有効期間中は、丙の承諾がなければ次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること
 - 二 当該土地に新たに工作物等を設置すること
 - 三 当該土地の形質の変更を行うこと
 - 四 当該土地において木竹の伐採を行うこと
 - 五 当該土地に物件の堆積を行うこと
- (契約に違反した場合の措置)

第9条 甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。
(当該土地の返還)

第10条 甲及び乙は、本協定の有効期間中において正当な事由がない限り、それぞれ丙に当該土地の返還を求め、又は本協定に抵触する使用権の行使を求めることができな

いものとする。
2 丙は、本協定の期間が満了し協定の更新がされなかったとき又は本協定の解除が行われたときは、すみやかに当該土地を甲に返還しなければならない。
(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について約定する必要が生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ定めることとする。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名
乙 住 所
氏 名
丙 住 所
氏 名

(別添3)

管理協定区域内の土地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

都道府県知事

市町村長

緑地管理機構代表 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

以下の土地が、「都市緑地保全法運用指針」別紙1の管理協定区域内の土地に該当することを証明願います。

記

土地の明細

番 号	所 在 地	番 地	目 地	積 地

管理協定区域内の土地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書

上記の土地については、「都市緑地保全法運用指針」別紙1の管理協定区域内の土地に該当することを証明します。

平成 年 月 日

都道府県

市町村長

緑地管理機構代表 印

(別添4)

管理協定区域内の緑地として引き続き管理する旨の届出書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市民緑地設置者 緑地管理機構
代表 印

機構は、下記の管理協定区域内土地の区域内の緑地を引き続き管理し、公益上特別の必要その他正当な事由があると認められる場合を除き下記の管理協定を廃止しません。下記の土地が平成 年 月 日付けの協定に係る管理協定区域内の土地である旨の証明に変更がない旨証明願います。

記

協定の名称 管理協定
土地の所在

管理協定区域内の土地の証明に変更がない旨の証明書

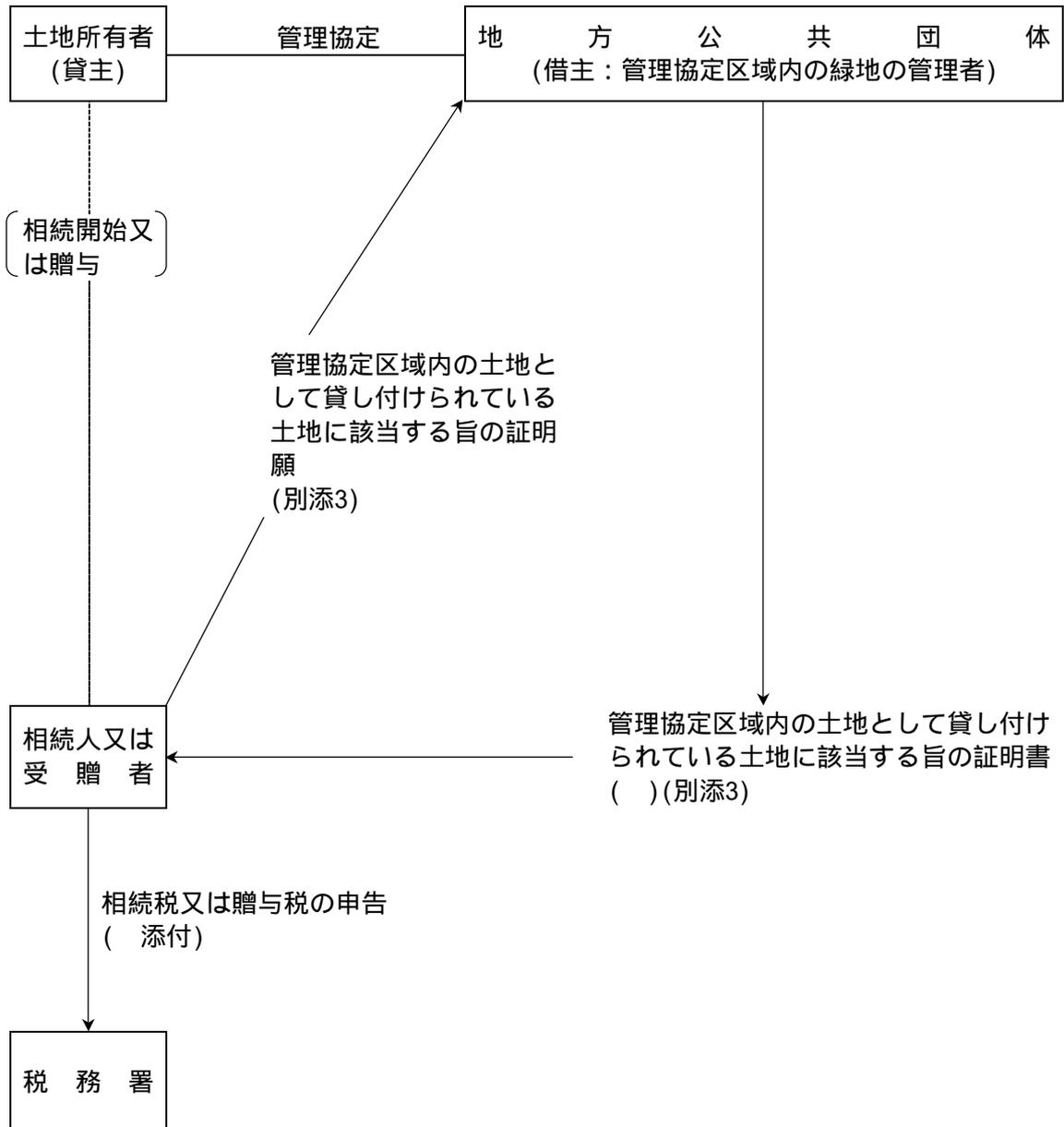
上記の土地については、平成 年 月 日付けの管理協定区域内の土地である旨の証明に変更がない旨確認します。

平成 年 月 日

緑地管理機構代表 印

(別添5)

手続のフロー
〔地方公共団体管理の場合〕



(別添6)

手続のフロー
〔緑地管理機構管理の場合〕

